

被害者の意見陳述制度

被害者やご遺族等が法廷で意見を述べる制度があります。

1 被害者の意見陳述制度とはどのようなものですか。

被害者やご遺族等が、被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べたいという希望を持つ場合に、被害者等にこのようなお気持ちやお意見を述べてもらう制度です。

これにより、裁判が被害者の気持ちや意見をも踏まえた上で行われることがより一層明確になりますし、さらに、被告人に被害者の気持ちなどを直接聞く機会を与えることで、被告人の反省を深めることにも役立ちます。

意見陳述の希望がある場合には、あらかじめ、検察官にお申出ください。

